

に解決せる余項を其儘提出したのである
斯くの如く容易に解決せし得る要求に對して会社常事とは故意に同然
を要化せんとし居るのである。

此の会社側の挑戦に對して表々高砂鉄工の従業員は飽迄初志を貫徹す
べく我をなすべし決心である。希くは日本労働総同盟所属の各組合支部
諸君も我等を以て最後の勝利を得せしむべく極力御援助ありんことを切
望す。

大正十五年一月廿五日

日本労働総同盟 大崎第一五支部
東京鉄工組合

高砂鉄工株式会社争議團

各組合支部 御中



券 秘 第 一 五 二 五 号

大正十五年二月三日

警視總監 大田政弘

内務大臣 若槻禮次郎 殿

社會局長官 長岡隆一郎 殿

京都 大阪 神奈川 愛知 兵庫

福岡 千葉 埼玉 各府縣長官 殿

東京地方裁判所 檢事 正 殿

高砂鉄工株式会社 勞働争議ニ關スル件

第三報

15.2.5
第 〇 号

問題争議ハ會社側ノ態度強硬トナレル爲メ務中ハ
十日ハ廿七日日同盟罷業ノ聲ニ答ゲタル旨既報